

# バラストタンクの定義に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

バラストタンクの定義に関する事項

## 改正理由

鋼船規則 B 編における船体検査関連の規定は、2011 ESP コード並びに IACS 統一規則 (UR) Z7 シリーズ及び Z10 シリーズと整合するものとなっている。しかしながら、バラストタンクの定義について、鋼船規則 B 編においては専ら清水または海水バラストとして使用されるタンクと規定していたが、2011 ESP コード並びに IACS UR Z7 シリーズ及び Z10 シリーズでは、専ら海水バラストとして使用されるタンクと規定しており、清水バラストを含めるか否かで差異が生じていた。

清水バラストは、海水バラストと比較して注排水の頻度が低く、塩分を含んでいないことから、清水バラストを有するタンクはバラストタンクではなく清水タンクとして検査要件を適用するよう、関連規定を改めた。

併せて、定期検査における板厚計測箇所について、UR Z7 及び Z7.1 に基づき、より明確となるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) バラストタンクの定義から、清水バラストとして使用するタンクを除くよう改めた。
- (2) 板厚計測箇所がより明確となるよう改めた。

## 改正条項

鋼船規則 B 編 1.3.1  
鋼船規則検査要領 B 編 B5.2.6